◆環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

〒 100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL 03-3581-3351 (代表)

環境省ホームページ https://www.env.go.jp/water/dojo.html

◆指定支援法人

公益財団法人 日本環境協会 土壌環境課 〒 101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5 階

TEL **03-5829-6894**

協会ホームページ https://www.jeas.or.jp/dojo

◆ 47 都道府県及び下記の市の土壌汚染担当部局(本文では「都道府県知事等」と記載)

| 北海道•東北 | 札幌市、函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市 |
|--------|---|
| 関東 | 水戸市、つくば市、宇都宮市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、 所沢市、越谷市、春日部市、草加市、千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、 横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市 |
| 中部 | 新潟市、長岡市、上越市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、静岡市、浜松市、 沼津市、富士市、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市 |
| 近畿 | 四日市市、大津市、京都市、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、岸和田市、 茨木市、寝屋川市、神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、奈良市、和歌山市 |
| 中国・四国 | 鳥取市、松江市、岡山市、倉敷市、広島市、福山市、呉市、下関市、徳島市、高松市、松山市、高知市 |
| 九州・沖縄 | 北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 |

上記自治体の各連絡先は、以下の環境省ホームページでご覧頂けます。

https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html

(令和6.4.1現在)

ホームページから下記の法・告示等をご覧いただけます。 環境省(https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html) (公財)日本環境協会(https://www.jeas.or.jp/dojo/law/list.html)

- ◆土壌汚染対策法に係る条文◆
- ◆土壌汚染対策法に基づく告示◆
- ◆土壌汚染対策法の施行通知等◆
- ◆土壌汚染対策法の事務連絡等◆
- ◆土壌汚染対策法に関する参考資料◆
- ◆その他参考◆

